

職員給与規程

第1条（目的） この規程は、特定非営利活動法人かしもむら（以下、「当法人」という）の職員の給与・賞与等に関する事項に関する取り扱いを定めたものである。

2 この規則に定めのないことについては、労働基準法その他の法令に定めるところにより理事長がこれを定める。

第2条（適用範囲） この規程の職員とは、当法人によって正職員または嘱託職員および臨時雇用職員として採用されたものに適用する。

第3条（給与） この規定で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

第4条（均等待遇） 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取り扱いをすることはない。

第5条（給与の決定） 給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定め、理事会に報告するものとする。

第6条（給与計算期間及び締切日） 給与計算期間は、毎月1日から末日までとし、末日を締め切り日とする。

第7条（給与の支払い日） 給与は、毎月10日に支払う。支払日が金融機関の休日となる場合は、直前の営業日に支払う。

第8条（給与の支払い方法） 給与は、本人が指定した本人名義の預金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は、通貨によって本人に直接支払う。

2 口座振込みを希望する職員は、所定の手続により、給与の振込みを受ける預貯金の口座を本法人に届け出なければならない。

3 振込み処理の時間は、原則として支払日の午前中とする。但し、やむを得ぬ事情がある場合はこの限りではない。この場合、その旨職員に周知する。

第9条（給与からの控除） 給与の支払いに当って、次に掲げる各号のものを控除する。但し、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。

（1）給与所得税及び住民税

（2）健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

第10条（時間単価の計算及び端数処理）時間単価は、理事長が定め理事会に報告する。

2 時間単価は、原則、中津川市の人件費単価を準用し、岐阜県の最低賃金を下回らないものとする。単価の更改が行われた場合は、その更改に準じて変更する。

3 時間単価は、以下の勤務形態、職務に応じて単価を決定する。（附則3-別表1）

I.常時勤務職員 II.非常勤及び臨時雇用(パート・アルバイト含む)職員

職務による区分

①事務局職員 ②コミバス運転手 ③明治座担当者 ④その他の業務担当者等

4 1時間に満たない端数処理は、1ヶ月間の合計時間(分換算)を60分で除して計算し、端数時間を切り上げた整数時間を採用する。

第11条（旅費交通費） 職員の旅費交通費は、通勤費は2項の規定により費用弁償にて支払い、その他の旅費交通費は旅費規程に基づき支払う。

2 職員の通勤費は、中津川市の基準（国と同基準）に準じ通勤距離に応じて費用弁償として支給する。通勤の起点は自宅、終点は勤務先とし、（附則3-別表2）に従い月次で支払う。

第12条（退職時の給与の支払い） 職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第7条の規定にかかわらず、本人または遺族からの請求の有無に関わらず、未払いの給与を7日以内に支払う。

第13条（遺族の範囲） 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

第14条（休暇の取り扱い） 病気休暇、慶弔休暇、産前産後休暇、母子保健管理のための休暇、生理休暇、育児休暇、介護休暇を問わず無給休暇を与える。

第15条（業務上疾病による休業の取り扱い） 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

第16条（昇給） 年度当初に、理事長が決定し、理事会に報告する。但し、当法人の経営状態によっては、行わないことがある。

第17条（賞与） 賞与の支給については、理事長が決定し、理事会に報告する。但し、当法人の経営状態によっては、行わないことがある。

附則

1. この規定は、平成27年1月20日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 時間単価 平成28年10月1日改定
平成29年10月1日改定
平成30年10月1日改定
令和元年10月1日改定
令和2年10月1日改定
令和3年10月1日改定
令和4年10月1日改定

(別表1) 常時勤務者

区 分	単価 (上限額)	備 考
監督者級	3,500円/時間	但し、特殊な技能を要する場合は、別途の算定方法とする
管理者級	2,500円/時間	
一般職	1,500円/時間	

臨時雇用勤務者

役職名	時間単価 (円)	摘 要
一般職員	910	中津川市の基準に準ずる。
事務局職員	910	
コミバス運転手	1,200	大型免許・旅客有償運送資格を有する。
コミバス運行管理者	910	
明治座職員	910	
パート・アルバイト等	910	

【参考】2022年度岐阜県最低賃金：910円(2022.10.1～)

3. 自動車通勤に係る費用弁償(通勤費)

1日の支給額＝日額×出勤日数 1ヶ月の支給額は②の限度額を適用

区分 (片道)	①日額(通勤1日に対する額)	②月額(①の月限度額)
2km以上5km未満	100	2,000
5km以上10km未満	200	4,200
10km以上15km未満	340	7,100
15km以上20km未満	480	10,000

20km 以上 25km 未満	6 2 0	1 2,9 0 0
25km 以上 30km 未満	7 6 0	1 5,8 0 0
30km 以上 35km 未満	9 0 0	1 8,7 0 0
35km 以上 40km 未満	1,0 3 0	2 1,6 0 0
40km 以上 45km 未満	1,1 7 0	2 4,4 0 0
45km 以上 50km 未満	1,2 5 0	2 6,2 0 0
50km 以上 55km 未満	1,3 4 0	2 8,0 0 0
55km 以上 60km 未満	1,4 2 0	2 9,8 0 0
60km 以上	1,5 1 0	3 1,6 0 0